

令和8年度磐田市こども若者会議運営支援等業務委託 仕様書

この仕様書は、令和8年度に実施するこども若者会議の運営支援等について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

令和8年度磐田市こども若者会議運営支援等業務委託

2 業務の目的

「磐田市こども若者会議」の運営支援を通じて、こどもや若者が自らの意見を表明する場を安定的に確保・運用し、参加者の成長を促す。あわせて、集約した意見を市政の意思決定プロセスに適切に反映させる仕組みを構築・強化し、こどもの権利に関する周知・啓発を推進する。

3 契約期間

契約日から令和9年2月28日まで

4 業務の内容

(1) 磐田市こども若者会議の運営

会議のメンバーは市内在住・在学の小学校5年生から中学生までの15人程度とし、市が募集及び連絡調整等を行う。

※高校生から20代までのこどもや若者はアドバイザー・ファシリテーターとして参加
会議テーマは「いわたを再発見しよう」～磐田市の良い所・悪い所・需要の発掘、深掘り～とする。

- ① 磐田市のこども施策に、こどもや若者の意見を取り入れることを目的とした会議の運営をすること。
- ② 会議の開催日については市と協議のうえ決定し、1回につき、原則2時間程度とし、年間5回以上開催すること。（成果発表の場を除く）
- ③ 会議にはファシリテーターを適切に配置すること。
- ④ 会議に参加するこどもたちに加え、オンラインプラットフォーム（いわたくらしのラボ）等を活用し、磐田市のこどもや若者の幅広い意見を聴取すること。

(2) 成果発表支援業務

- ① (1)の会議を活用して、意見聴取を実施し、令和8年10月25日（日）開催予定の（仮称）こどもまんなかりレーシンポジウム in 磐田「こどもの権利フォーラム」にて、成果発表が行えるよう、全体スケジュール等のマネジメントを行うこと。
- ② こどもや若者から聴取した意見の分析を行い、成果発表の場において、市の施策や事業の状況を踏まえた報告ができるよう支援すること。
- ③ 成果発表に合わせて、会議の提言内容や活動実績をまとめた成果物を作成すること。
- ④ 成果発表の場において、こどもたちが主体的に発表を行えるよう、適切な助言や運営支援を行うこと。

(3) その他

- ① 令和8年10月25日(日)開催予定の(仮称)こどもまんなかりレーシンポジウム in 磐田「こどもの権利フォーラム」に関し、市に対して全体の構成案を提示するとともに、効果的な権利啓発手法についての助言・提案を行うこと。

5 スケジュール

- ・ 令和8年 7月29日 10:00~12:00: 第1回会議
- ・ 令和8年 8月 5日 10:00~12:00: 第2回会議
- ・ 令和8年 8月19日 10:00~12:00: 第3回会議
- ・ 令和8年 9月 5日 10:00~12:00: 第4回会議
- ・ 令和8年 9月19日 10:00~12:00: 第5回会議
- ・ 令和8年10月25日 10:00~12:00: (仮称)こどもまんなかりレーシンポジウム in 磐田
「こどもの権利フォーラム」
- ・ 令和8年10月31日 10:00~12:00: 振り返り会議

※上記スケジュールは現時点の見込みであり、詳細な日程は契約後に市との協議の上、決定すること。

※上記スケジュールとは別に、令和9年3月頃に、(仮称)こども若者会議同窓会を検討中。運営は市が実施する予定。

6 提出物

契約締結後、業務(変更)計画書(様式第1号)を提出すること。

各業務にて作成した成果物は、都度データ納品すること。

(仮称)こどもまんなかりレーシンポジウム in 磐田「こどもの権利フォーラム」での発表に使用する成果物を納品すること。

契約期間の終了日までに、事業実施の内容について完了報告書(様式第2号)を納入すること。

完了報告書の提出後、市の担当者と完了検査の日程調整を行う。完了検査後、速やかに、市へ請求書を提出し、市は請求書を受理した30日以内に、委託業者へ委託料を支払う。

7 その他

本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、市と協議の上、決定すること。

様式第 1 号

業務（変更）計画書

年 月 日

磐田市長 様

所在地
名 称
代表者

時期	業 務 内 容	備 考

様式第2号

完了報告書

年 月 日

磐田市長 様

所在地
名 称
代表者

㊟

時期	業 務 内 容	備 考

委託業務完了年月日

年 月 日